

令和〇年度〇〇小学校区放課後児童クラブの管理に関する年度協定書

逗子市（以下「甲」という。）及び〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和9年4月1日に締結した「〇〇小学校区放課後児童クラブの管理に関する基本協定書（以下「本協定」という。）」に基づき、令和〇年度〇〇小学校区放課後児童クラブの管理に係る協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 年度協定は、〇〇小学校区放課後児童クラブの指定管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び業務の実施に係る費用である指定管理料等を定めることを目的とする。

（期間）

第2条 年度協定の期間は、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までとする。

（業務内容）

第3条 当該年度の業務内容は、本協定に定めるとおりとする。

（指定管理料）

第4条 甲は、指定管理料〇〇〇円を乙へ支払うものとし、その支払方法は別表のとおりとする。

2 乙は、当該年度中に指定管理料と乖離した状況が生じたときは、当該事由が発生した時点で甲に対し報告する。

（個人情報の保護）

第5条 本協定第22条に定める「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」は別添のとおりとする。

（疑義等の決定）

第6条 年度協定に定めのない事項については、本協定及び逗子市財務規則（平成3年逗子市規則第6号）によるほか、その都度甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

年度協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

〇〇〇〇年（令和〇年）4月1日

甲 神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号

逗子市長



乙



(案)

別表

指定管理料の支払方法（前金払）

支払時期	支払回数等	1回の支払金額
令和○年5月中	1回	円
令和○年10月中	1回	円

(案)

[別 添]

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

（基本的事項）

第1条 乙は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 乙は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第4条 乙は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

（作業場所の特定）

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（再委託の禁止等）

第6条 乙は、甲が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らが行い、第三者（乙に子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 乙は、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により乙が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

4 乙は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じ、その状況等を甲に報告しなければならない。

（派遣労働者利用時の措置）

第7条 乙は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（保有の制限等）

第8条 乙は、この業務を処理するために個人情報を保有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(案)

(安全管理措置)

第9条 乙は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 乙は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、甲の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 乙は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、甲の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 乙は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、甲の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 乙は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 乙は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(調査監督等)

第17条 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

第18条 甲は、乙がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、乙はその指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19条 甲は、乙が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。